

【 医療従事者の処遇改善についてのお知らせ 】

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- ・ 算定対象： 初診時・再診時
- ・ 対象職員： 医師を除く当院に勤務する全職員
（看護師・事務職員・放射線技師）

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月1日 しもむらクリニック 院長